

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年4月15日

高知県知事 殿



提出者
住 所
氏 名

高知市布師田1581-5
株式会社 四国工営
代表取締役 西澤 哲志

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号088-845-8645

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旧室戸ディファレンシャルGPS局無線局舎撤去工事（他多数）
事業場の所在地	旧室戸岬DGPC局（高知県室戸市室戸岬4021）（他多数）
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	解体工事業
②事業の規模	元請完成工事高 5億3821万円（前年度実績）
③従業員数	38人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事業で発生した産業廃棄物について 「コンクリート塊」・・・自社での収集運搬及び収集運搬業者に依頼して処分業者へ委託したのち再生碎石として再資源化されます。 「木くず」・・・自社の収集運搬及び集運搬業者に依頼し処分業者へ委託したのちチップとして再資源化されます。 「金属」「廃石膏ボード」・・・再生処理業者で再資源化されます。 なお、廃プラスチック類、繊維くず、一部の廃石膏ボード、がれき類、ガラスくず、陶磁器くずは、処分業者に委託し最終処分されます。

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項									
(管理体制図)		代表取締役社 西澤 哲志							
		環境管理責任者 西澤 哲志							
		各責任者		各責任者					
①現状		各責任者		各責任者					
全従業員									
①現状	【前年度（令和3年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	コンガラ	繊維くず	木くず	金属くず				
	排出量	5,319	13	190	152				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃石膏ボード	がれき類	ガラスくず及び陶磁器くず				
	排出量	14	105	90	60				
	(これまでに実施した取組) 廃棄物は資源という認識を持ちできる限り分別して再資源化するよう努めています。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	コンガラ	繊維くず	木くず	金属くず				
	排出量	5,310	12	189	150				
	令和3年4月1日～令	廃プラスチック類	廃石膏ボード	ガレキ類	ガラスくず及び陶磁器くず				
	排出量	13	100	98	59				
	(今後実施する予定の取組) 今年度も現状の取組を行います。								
産業廃棄物の分別に関する事項									
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：がれき類、繊維くず、木くず、金属くず、廃プラスチック類、その他 取組：発生する廃棄物の種類等に関する事項を整理し全社員に定期的に教育・研修を行う								
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：がれき類、繊維くず、木くず、金属くず、廃プラスチック類、その他 取組：これまでに実施した取組をさらに徹底させる。								

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組) 実績なし			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組) 特になし				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	コンガラ	繊維くず	木くず	金属くず
	令和3年4月1日～令和4年3月31	5319	13	190	152
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量	5319		190	152
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	産業廃棄物の種類	発プラスチック缶	廃石膏ボード	ガレキ	ガラスくず及び陶磁器くず
	全処理委託量	14	105	90	60
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量		56		
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
(これまでに実施した取組) 収集運搬から処分まで確実に管理しました。					

		【目標】				
		産業廃棄物の種類	コンガラ	繊維くず	木くず	金属くず
②計画		全処理委託量	5310	12	189	150
		優良認定処理業者への処理委託量				
		再生利用業者への処理委託量	5310		189	150
		認定熱回収業者への処理委託量				
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		産業廃棄物の種類	ガラスチック缶	廃石膏ボード	ガレキ	ガラスくず及び陶
		全処理委託量	13	100	98	59
		優良認定処理業者への処理委託量				
		再生利用業者への処理委託量		59		
		認定熱回収業者への処理委託量				
令和3年		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
(今後実施する予定の取組) 今年度も現状の取組を行う予定です。						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 令和3年4月1日～令和4年3月31